

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>法第36条((収入金額)関係)</p> <p>〔給与等とされる経済的利益の評価〕</p> <p>(食事の支給による経済的利益はないものとする場合)</p> <p>36-38の2 使用者が役員又は使用人に対し支給した食事(36-24の食事を除く。)につき当該役員又は使用人から実際に徴収している対価の額が、36-38により評価した当該食事の価額の50%相当額以上である場合には、当該役員又は使用人が食事の支給により受ける経済的利益はないものとする。ただし、当該食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額7,500円を超えるときは、この限りでない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(経過的取扱い)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和8年4月1日以後に支給すべき食事について適用し、同日前に支給すべき食事については、なお従前の例による。</u></p>	<p>法第36条((収入金額)関係)</p> <p>〔給与等とされる経済的利益の評価〕</p> <p>(食事の支給による経済的利益はないものとする場合)</p> <p>36-38の2 使用者が役員又は使用人に対し支給した食事(36-24の食事を除く。)につき当該役員又は使用人から実際に徴収している対価の額が、36-38により評価した当該食事の価額の50%相当額以上である場合には、当該役員又は使用人が食事の支給により受ける経済的利益はないものとする。ただし、当該食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額3,500円を超えるときは、この限りでない。</p> <p>(新 設)</p>